

平成25年3月4日
住友生命保険相互会社

業界初！医師ががんの治療を目的に使用する医薬品をもれなくカバー

新商品「がんPLUS」の発売



～「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」の提供を同時スタート！～

住友生命保険相互会社（代表取締役社長 佐藤 義雄）は平成25年3月25日より、新たながん保障特約『がんPLUS』を発売いたします。

「がんPLUS」は、抗がん剤治療および疼痛緩和ケアを保障対象とした「がん薬物治療特約」、がん検診の普及に伴って増加する上皮内新生物をカバーする「がん診断特約」の2特約から構成されます。本商品は、がん対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」により、抗がん剤治療や緩和ケアの普及、早期発見の増加が見込まれるといった社会環境を踏まえ、現在のがん治療はもちろん、将来のがん治療も見据えて開発しました。

「がん薬物治療特約」は、お支払い対象となる抗がん剤に関し、医薬品名を列挙したり医薬品の分類に準拠する方式ではなく、公的医療保険制度の給付対象となる医薬品について、「**医師ががんの治療を目的に使用する医薬品を、将来誕生する新薬も含めてもれなくカバーできる業界初（※）の仕組み**」を導入しました。「がんPLUS」と当社で既に取り扱っている各種がん保障を組み合わせ、「**早期がんから進行がんまでさまざまな治療を切れ目なくカバー**」できる充実した保障をご提供いたします。

※平成25年3月当社調べ

さらに、「がんPLUS」の発売にあたって、主力商品のWステージとライブワンに両特約を付加した場合に、被保険者が無料でセカンドオピニオンを受けられる「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」を新たに提供開始いたします。

これらの商品・サービスの付加価値向上によって、がん患者が抱える治療費など経済的な問題に加え、治療方針の悩みなどを含め、総合的にサポートする体制がますます充実します。

当社は、真にお役に立ち、保険本来の使命をしっかりと果たすことのできる商品・サービスを開発することで、より多くのお客さまに更なる安心と満足を提供してまいります。

「がん薬物治療特約」のポイント

- 今やがん治療において不可欠となっている抗がん剤治療をカバー。もちろん、外来治療も対象。公的医療保険対象の抗がん剤治療を月1回以上受けたとき月単位で給付金をお支払い！
医師ががんの治療を目的に使用する医薬品を将来誕生する新薬も含めてもれなくカバー！
- さらに、がんの痛みを抑える緩和ケアの普及を踏まえ、疼痛緩和ケアを受けたときも月単位で給付金をお支払い！

「がん診断特約」のポイント

- 上皮内新生物をカバーし、がんの早期発見にも対応！

「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」のポイント

- 名医（総合相談医）のセカンドオピニオンを無料で手配。さらに必要に応じて優秀専門医をご紹介します！

a. 開発の背景

がん治療の外来へのシフトや新たな医薬品の開発などにより、がんの3大治療の1つである「抗がん剤治療」に対する保障の必要性が高まっています。また近年、患者の生活の質を重視する観点から、がんの痛みを和らげる「疼痛緩和ケア」の重要性も増しています。今般、こうした外部環境もふまえ、「がん薬物治療特約」を発売いたします。

(1) 抗がん剤治療の実施状況

がんの3大治療である手術・放射線治療・抗がん剤治療のうち、抗がん剤治療を受ける方の割合は約4割に上っています。また、女性に多い乳がんでは抗がん剤治療を受ける方の割合が特に高くなっています。このように、がん治療において抗がん剤治療は不可欠なものとなっています。〔図1〕参照

(2) 外来での抗がん剤治療の実施状況

近年、抗がん剤の進歩や、副作用に対する治療が進歩してきたことから、外来で抗がん剤治療を行うことも多くなってきています。〔図2〕参照

外来で治療を行う場合は、薬の投与方法によって間隔は異なりますが、定期的な通院が必要となります。入院に対する保障のみでは、このようなケースにおける保障ニーズに十分に対応できなくなっています。

(3) 抗がん剤の治療期間

抗がん剤治療は、一定の期間継続して行う必要があります。このため、部位によって異なりますが、治療期間が長期間にわたる例も多くなっています。〔図3〕参照

近年では、治療効果が高く副作用の少ない抗がん剤が開発される一方で、薬剤費が高額となるケースも見られ、長期間の治療による経済的負担は大きなものとなります。

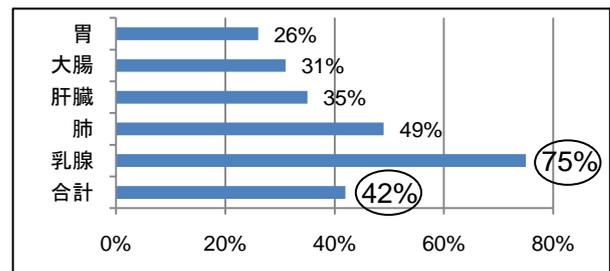
(4) 疼痛緩和ケアの現状

がんの痛みは、がんの早い時期にも進んだ時期にも見られますが、現在では、「疼痛緩和ケア」により痛みをコントロールできるようになってきています。

疼痛緩和ケアは、従来、がんに対する積極的な治療の終了後に行われていましたが、現在ではがんに対する治療と並行して行われています。

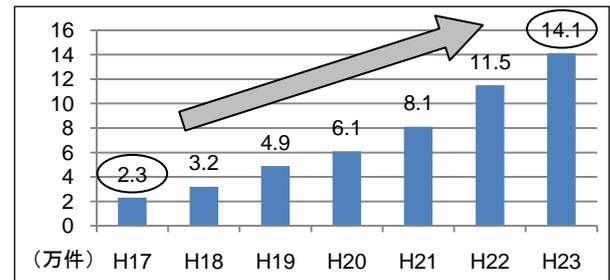
〔図4〕参照

【図1】 抗がん剤治療を受ける方の割合(部位別)



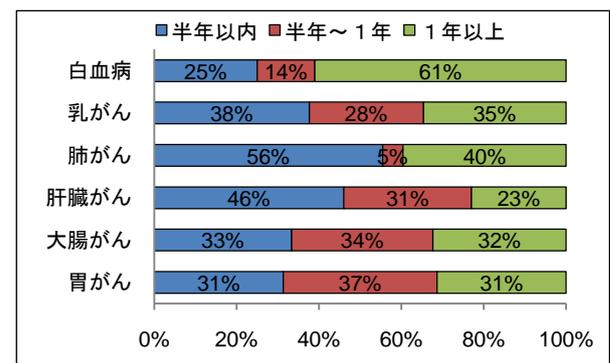
*独立行政法人国立がん研究センター がん対策情報センター
2010年「がん診療連携拠点病院 院内がん登録」より

【図2】 外来での抗がん剤治療の実施件数推移



*厚生労働省「社会医療診療行為別調査」より外来化学療法加算の件数を集計

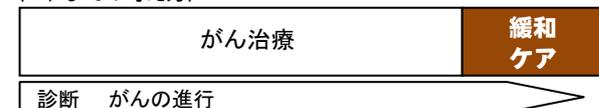
【図3】 抗がん剤の治療期間



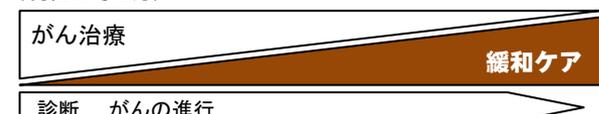
*住友生命「2012年がん患者およびその家族へのアンケート調査」より
*生存者を対象

【図4】 緩和ケアを受ける時期

〈これまでの考え方〉



〈現在の考え方〉



b. 「がん薬物治療特約」の商品内容

【保障内容】

給付金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん薬物治療給付金	保険期間中にがんにより医師による薬物治療を受けたとき（治療を受けた月ごとのお支払いとなります）	がん薬物治療給付金額	通算 120 か月

※お支払対象となる薬物治療は、薬事法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤または疼痛緩和薬の投与または処方、公的医療保険制度の給付対象となる薬物治療に限ります。

※抗がん剤または疼痛緩和薬の投与または処方を同一の月に複数回受けた場合、がん薬物治療給付金は1か月分のお支払いとなります。

※複数月分の抗がん剤または疼痛緩和薬の処方を同一の月に受けた場合、がん薬物治療給付金は1か月分のお支払いとなります。

お支払対象となる「抗がん剤」「疼痛緩和薬」は、以下のとおりです。

抗がん剤	<ol style="list-style-type: none"> 1. 効能または効果にがんを含む医薬品であること 2. がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を通じて、がんの治癒、再発予防もしくは症状緩和（骨転移による骨破損の抑制を含む）または延命を目的として使用された医薬品であること
疼痛緩和薬	<ol style="list-style-type: none"> 1. オピオイド鎮痛薬であること 2. がんによる疼痛（治療による痛みを含む）の緩和を目的として使用された医薬品であること

※症状緩和（吐き気止めなど）を目的とした抗腫瘍効果のない医薬品は含みません。

※オピオイド鎮痛薬とは、オピオイド受容体に親和性を示す化合物で「モルヒネに代表される鎮痛効果を有する医療用麻薬など」をいいます。軽度の鎮痛薬（がん以外に対しても一般的に使用される解熱鎮痛薬など）は含みません。

お支払対象となる抗がん剤は、専門医へのヒアリングなどを踏まえ、医薬品名を列挙したり医薬品の分類に準拠する方式ではなく、医師ががんの治療を目的に使用した医薬品を保障できる内容としています。これにより、将来誕生する新薬（公的医療保険制度の給付対象となるもの）についても、医師ががんの治療を目的に使用するものはもれなくカバーできます！

将来誕生する新薬の名称や医薬品の分類は現時点で不明なため、当社では、がんの治療を目的に使用する医薬品を保障対象としました。

既存の抗がん剤⇒列挙可能



将来の抗がん剤⇒列挙不可能



【主な取扱基準】

項目	内容
契約年齢範囲	0～75歳
付加対象契約	Wステージ※、ライブワン※、ドクター ^{ジーオー} GO、Qパック※

※総合医療特約を同時に付加していただく必要があります。

【保険料水準】

契約年齢	保険期間	男性	女性
歳	年	円	円
20	10	370	400
30	10	430	730
40	10	720	1,730
50	10	1,430	2,310

※がん薬物治療給付金額 月額10万円、口座振替料率月払

a. 開発の背景

がんは早期発見、早期治療を行うことで治癒する可能性が高くなる疾患です。今後、がん検診の更なる普及などががんの早期発見への取り組みの中で、上皮内新生物のように早期の段階で発見されるがんが増えていくことが予想されます。今般、こうした外部環境認識もふまえて、上皮内新生物を含めたがんをカバーする「がん診断特約」を発売いたします。

(1) がん検診の現状

わが国のがん検診受診率は 20～30%程度となっておりますが、がん対策基本法に基づくがん対策推進基本計画では「がん検診受診率 50%達成」の目標が掲げられており、今後がん検診の更なる普及が見込まれます。【図1】参照

(2) がんの発見経緯

自覚症状のない早期の段階のがんは、がん検診で発見されるケースが多く、進行したがんは自覚症状による来院がきっかけで発覚するケースが多いと考えられます。今後、がん検診の普及にともない、上皮内新生物のように早期の段階でがんが発見されるケースの増加が見込まれます。

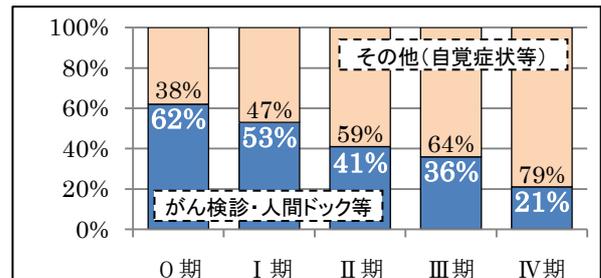
【図2】参照

【図1】 部位別がん検診受診率

部位	男性	女性
胃がん	34.3%	26.3%
大腸がん	27.4%	22.6%
肺がん	24.9%	21.2%
乳がん	—	24.3%
子宮がん	—	24.3%

*厚生労働省 平成 22 年「国民生活基礎調査」より

【図2】 ステージ別がんの発見経緯



*住友生命「2012年がん患者およびその家族へのアンケート調査」より
*生存者を対象

b. 「がん診断特約」の商品内容

【保障内容】

保険金	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん診断保険金	保険期間中に生まれて初めてがんになったと診断確定されたとき	がん診断 保険金額	保険期間を通じて1回

※責任開始日から 90 日以内に診断確定されたがんはお支払いしません。この場合、特約は無効とし、すでに払い込まれた特約の保険料を払い戻します。

※この特約には死亡保険金・高度障害保険金がありません。

【主な取扱基準】

項目	内容
契約年齢範囲	0～75歳
付加対象契約	Wステージ※、ライブワン※、 ^{ジーオー} ドクターGO、Qパック※

※総合医療特約を同時に付加していただく必要があります。

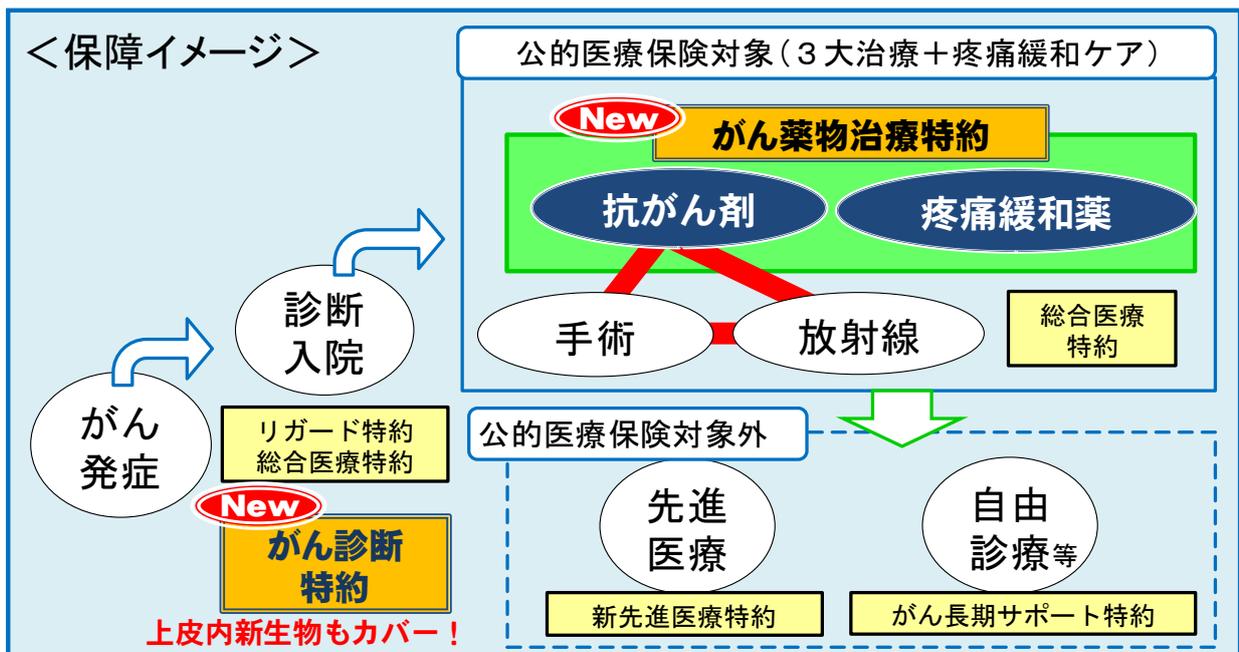
【保険料水準】

契約年齢	保険期間	男性	女性
歳	年	円	円
20	10	210	310
30	10	270	550
40	10	450	850
50	10	1,030	1,050

※がん診断保険金額 100 万円、口座振替料率月払

これまでの当社のがん関連給付商品と、「がん薬物治療特約」および「がん診断特約」を組み合わせ、「早期がんから進行がんまでさまざまな治療を切れ目なくカバー」できる充実した保障をご提供いたします。

<がんのステージ(進行度)別 当社のがん関連給付商品の保障対象範囲 (イメージ) >



これまでの当社のがん関連給付商品では、診断一時金保障として、上皮内新生物より進行した段階の悪性新生物をカバーし、がん治療の保障としては3大治療のうち、手術・放射線治療をカバーしてきました。今般、これに加え、「がん薬物治療特約」により抗がん剤治療と疼痛緩和ケアに対する保障を、「がん診断特約」により上皮内新生物と診断確定された場合に対する保障を新たにご提供いたします。

このように、これまでの当社のがん関連給付商品と、今般発売する「がんPLUS」を組み合わせることで、がんの治療内容や進行度に応じた保障を全面的に提供し、「早期がんから進行がんまでさまざまながん治療を切れ目なくカバー」いたします。

なお、このがんPLUSの発売に伴い、医療特約および医療単品の愛称を一新いたします。医療特約は従来の「救Q隊KING」から「救Q隊^{ジーオー}GO」へ、医療単品は「ドクターKING」から「ドクター^{ジーオー}GO」へと変更いたします。

当社では、ブランドビジョンに掲げる「あなたの未来を強くする」という企業メッセージの下、お客さまに提供する4つの先進の価値の1つである「“健康な人生・豊かで明るいシニアライフ”を応援する、進化するサポートプログラム」の一環として、「Wステージ健康相談ダイヤル」を平成23年4月より提供してまいりました。

このたび、新たながん保障特約「がんPLUS」の発売に合わせ、サポートプログラムをさらに進化させるべく、新たに「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」を平成25年3月25日より提供開始いたします。

本サービスは、疾病の治療にあたり主治医以外からの意見を聞く「セカンドオピニオン」を取得するために、名医（総合相談医）を紹介・手配するものです。本サービスの導入により、ご加入者さま（被保険者さま）が最適な医療を選択できるようサポートし、より一層の安心をご提供することを通じて、お客さまの「未来を強くする」ブランドビジョンの実現に取り組んでまいります。

スミセイ セカンドオピニオン・サービス

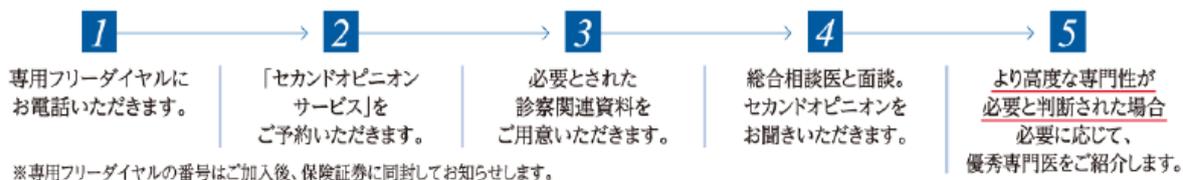
サービス内容

- より良い医療を選択するため、医学界の各専門分野を代表する医大の教授、名誉教授クラスの名医（総合相談医）から現在の診断に対する見解や今後の治療方針、治療方法などの意見をもらえるよう紹介・手配をいたします。
- 総合相談医との面談の結果、より高度な専門性が必要と判断された場合には、総合相談医が認めた信頼がおける高いレベルの優秀専門医の紹介をいたします。

サービス適用対象

- がん診断特約およびがん薬物治療特約をいずれも付加したWステージまたはライブワンのご加入者さま（被保険者さま）専用のサービスです。

ご利用の流れ



※「スミセイ・セカンドオピニオン・サービス」は、業務委託先であるティーペック株式会社が提供するサービスであり、保険商品の保障の一部ではありません。

※ティーペック株式会社におけるサービスの名称は、^{ドクター オブ ドクターズ ネットワーク} Doctor of Doctors Networkです。